

都が保有する養子縁組あっせん事業に係る情報の提供に関する事務取扱要綱

令和3年10月15日3福保子育第1843号

(目的)

第1条 令和3年3月26日付子家発0326第1号「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について」(以下「国通知」という。)では、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号。以下「あっせん法」という。)の第6条第1項に基づく養子縁組あっせん事業の許可団体を通じて、養子となった児童の出自を知る権利を保障するために、記録すべき情報や当該児童や養親に対して当該情報を提供するに当たって留意すべき点について示された。あっせん法の施行以前に、社会福祉法第69条の第1項の規定に基づく第二種社会福祉事業としての届出を行い、養子縁組あっせん事業を行っていた事業者を通じて養子となった児童や養親に対しても、児童の出自を知る権利を保障する観点から、養子縁組に係る情報について適切に提供することが必要である。

この要綱は、社会福祉法第69条第1項の規定に基づく第二種社会福祉事業としての届出を行い、養子縁組あっせん事業を行っていた事業者であって、事業の廃止に伴い資料を都に引き継いでいる者(以下「事業者」という。)を通じて、児童と養子縁組した者(以下「養親」という。)又は養子となった児童本人(以下「養子」という。)に対して、都が事業者から引き継いでいる、当該あっせんに係る児童の実親(以下「実親」という。)の情報等を養親又は養子に提供する事業(以下「本事業」という。)を実施するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業において情報提供依頼ができる者は、事業者が都に引き継いだ養子縁組あっせんに係る資料に氏名等の記載のある養親又は養子とする。ただし、未成年者である養子から依頼があった場合は、情報提供の可否を養親と協議したうえで対応する。

(情報提供の依頼)

第3条 実親に係る情報の提供を希望する養親又は養子(以下「依頼者」という。)は、別記第1号様式「養子縁組あっせんに関する情報提供依頼書」に添付書類を添えて、都知事に提出するものとする。

(情報提供)

第4条 都知事は、事業者から引き継いでいる実親の情報等のうち、実親が依頼者への情報

提供を希望することが確認できた情報について、依頼者に提供する。ただし、養子の生命・健康に関わる情報（以下「生命・健康情報」という。）や、児童の出自を知る権利を保障する観点から特に必要と認められる情報（以下「児童の出自を知る権利のための情報」という。）については、実親が依頼者への情報提供を希望していない場合でも、提供するものとする。生命・健康情報及び児童の出自を知る権利のための情報については、別表のとおりとする。

2 情報提供の方法について、依頼者は対面形式での提供（オンラインでの実施も含む。）又は郵送による提供を選択することができる。郵送による提供の場合、第1項に定める児童の出自を知る権利のための情報は提供しない。

（依頼者の義務）

第5条 依頼者は、本事業により知り得た実親の情報について、専ら児童の福祉のために利用するものとする。また、実親の情報について、みだりに他人に知らせてはならない。

2 依頼者は、本事業により知り得た情報を用いて、実親への連絡等を行う場合は、実親の意向や生活状況を尊重し、実親の生活に影響を来すような過度な連絡等を行ってはならない。

（その他）

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、都知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

(別表)

ア 生命・健康情報の一覧

区分	項目	備考
1	実親の血液型	
2	実親の身長・体重	
3	実親の既往症、病歴に係る情報	
4	実親の妊娠中の服薬状況に関する情報	
5	実親のアレルギーに係る情報	
6	実親の視力や、メガネ・コンタクトの使用状況	
7	実親の聴力や、音の聞き取りの状況	
8	実親が子供の頃に熱けいれんを起こしたかどうか	
9	実親の妊娠中の飲酒状況	
10	実親の妊娠中の喫煙状況	
11	実親の親族の疾患の情報	
12	実親の親族に突然亡くなった方がいるかどうか	
13	実親の親族で予防接種を受けて具合が悪くなった人がいるかどうか	
14	児童の兄弟姉妹の既往症、アレルギーの有無	

※実父母のうち、養子縁組あっせんの申込を行っていない者の情報については、参考情報として提供する。

イ 児童の出自を知る権利のための情報の一覧

区分	項目	備考
1	実親の職業	職種（接客業、会社員等）のみ伝達
2	実親の趣味、興味、嗜好	
3	実親の性格	
4	児童へのメッセージ	
5	児童への名づけの由来、名付けた人	

※実父母のうち、養子縁組あっせんの申込を行っていない者の情報については、参考情報として提供する。